No.	該当箇所			質問	回答	回答
	資料名	頁	項目			掲載日
1	募集要項	3	7(2)	提出書類のうち事業提案書について、事業者名を記載してもよいでしょうか（表紙、中身含めて）。	お見込みのとおり、事業者名を記載することは問題ありません。	6/5
2	募集要項	3	7(2)	提出書類のうち事業提案書について、様式第5号の表紙のみを使用し、内容については様式第5号に沿った形で任意様式（パワーポイント等）で作成することは可能でしょうか。 ※様式では「事業計画書」となっておりましたが「事業提案書」と読みかえております。	事業提案書については、任意様式で作成することは問題ありませんが、様式第5号に記載する設問に対応した形で事業提案を記載し、募集要項P.4（表-1提出書類）に記載のとおり、A4版縦形式で表紙をつけて左綴じで作成してください。 なお、様式第5号「事業提案書」の表紙を「事業計画書」から「事業提案書」に修正しました。	6/5
3	募集要項	6	9(4)	本事業は最適提案者1社のみが対象になり、次順位の提案者（次点）が対象となるのは最適提案者が失格条件に該当した場合のみという理解で認識の相違ありませんでしょうか？	募集要項P.6 9(4)にお示しのとおり、本市と最適提案者の協議が整わない場合、又は最適提案者が協定締結するまでの間に、8(5)失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議するものとします。	6/5
4	仕様書	1	3	実施期間について、「令和８年４月から」とあるが貴市との協議により前倒しになることはあるでしょうか	運営開始日については、本市と事業者で協議の上、本市が実施可能と判断した場合には、令和8年4月以前に前倒しで運営を開始することを否定するものではありません。 なお、運営開始時期についてはコミュニティサイクル「ももちゃり」事業の運営終了後、本市で既存設備の撤去を実施した後を想定しています。	6/5
5	仕様書	9	10(8) ア	「・・・チラシ、サイクルポート案内図、専用HP等」とありますが、「専用HP」の構築は必須のものでしょうか。構築しなくともサービスの普及及び利用促進につながるような広報活動を実施することで要件を満たすことになるのでしょうか。	必ずしも独立した専用HPである必要はありませんが、本市事業の内容（利用料金やマップ等「ももちゃり」事業のサービス内容の詳細）がわかる専用のページを作成して、広報活動を行っていただくことを想定しています。	6/5